

第1回 県立都市公園のあり方検討会 播磨中央公園部会

令和4年12月15日



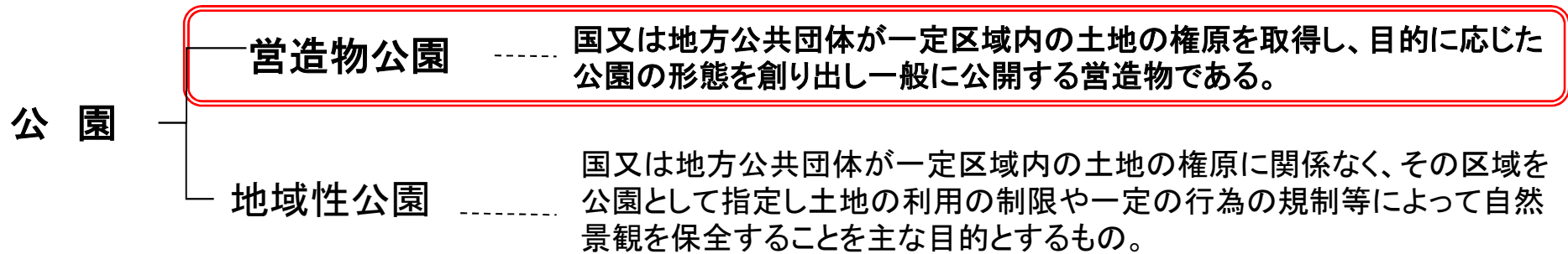
1 都市公園について	P. 2
2 「県立都市公園のあり方検討会」の設置	P.14
3 播磨中央公園について	P.21
4 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】	P.23
5 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】	P.31
6 事業可能性調査(サウンディング調査)実施結果	P.36

1 都市公園について

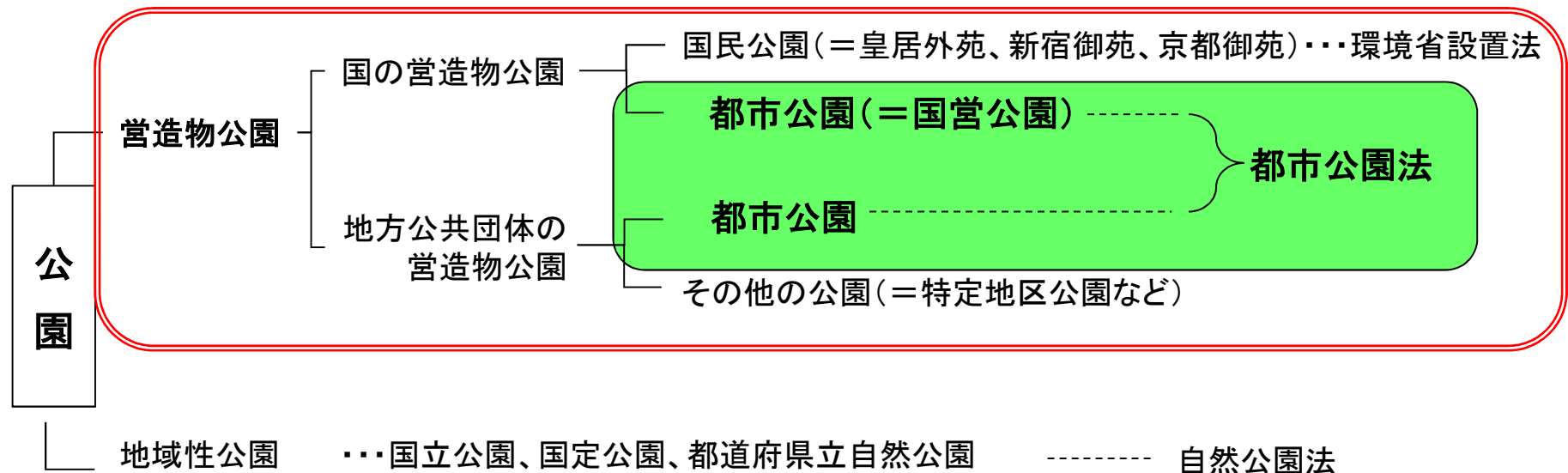


■公園の分類

○一般に公園は以下のように分類される。



○具体的には以下のように分類される。



1 都市公園について



■ 都市公園とは

○都市公園とは都市公園法第2条第1項より以下の通り定義されている。

- 一 **都市計画施設である公園または緑地で地方公共団体が設置するもの。**
(都市計画区域の内外を問わない)
- 二 **都市計画法による都市計画区域内において、地方公共団体が設置する公園又は緑地。**
(都市計画決定の有無に関わらず、また、都市計画事業により施行されたものに限らない。)
- 三 **国が設置するもの（イ号公園、ロ号公園）**

1 都市公園について



■ 都市公園の種類

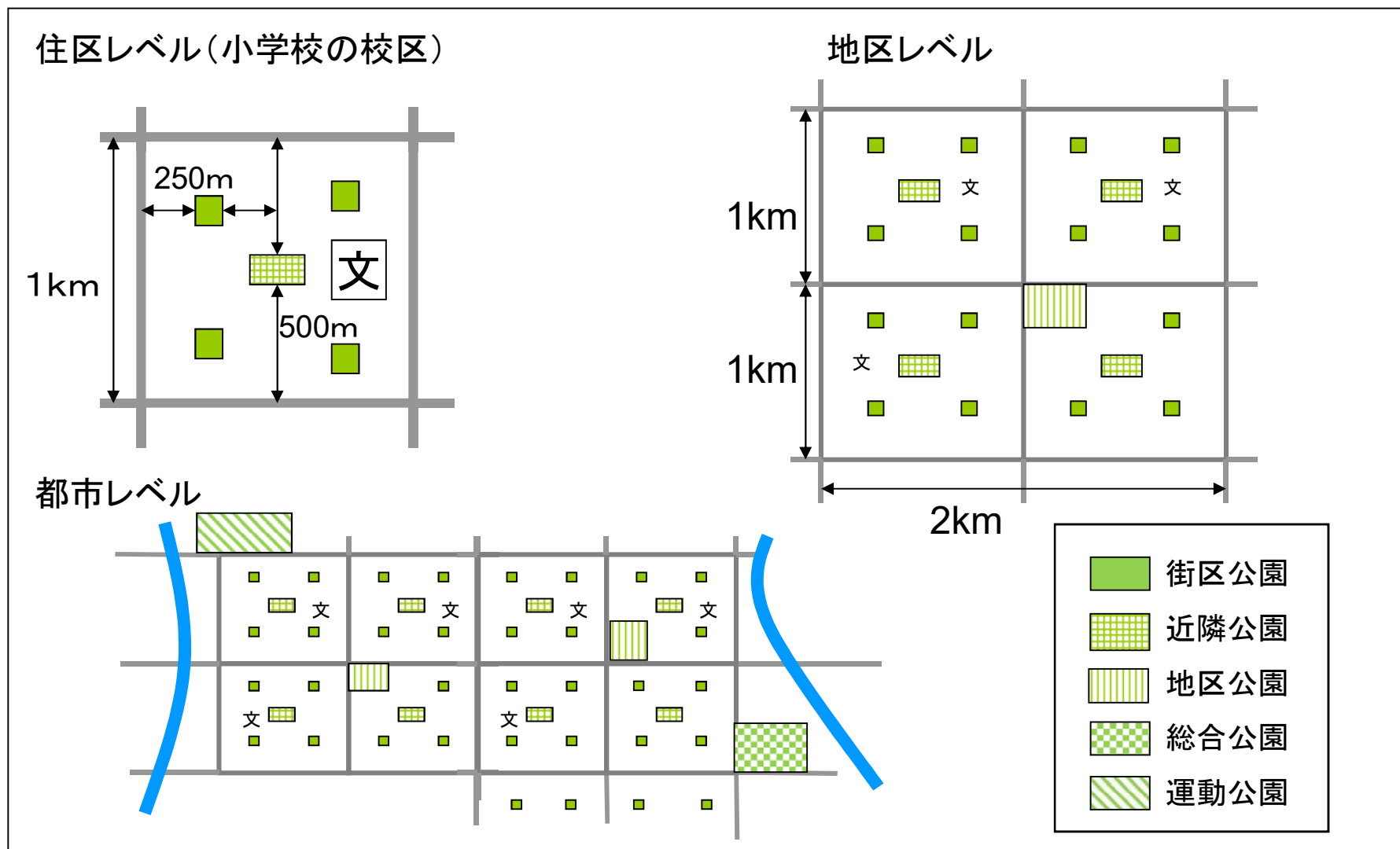
種類	種別	内容	標準面積
住区基幹公園	街区公園	街区内に居住する者の利用に供する公園	0.25ha
	近隣公園	近隣に居住する者の利用に供する公園	2.0 ha
	地区公園	徒歩圏域内に居住する者の利用に供する公園	4.0 ha
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における生活環境改善のための公園	4.0 ha以上
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供する公園	10ha～50ha
	運動公園	都市住民全般の運動の用に供する公園	15ha～75ha
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等の特殊な公園	—
大規模公園	広域公園	一の市町村の区域を超える広域の利用に供する公園	50ha以上
	レクリエーション都市	大規模な都市公園を核として各種レクリエーション施設が配置される一団の地域	全体面積 1,000ha
緩衝緑地		公害又は災害を防止するための緩衝緑地としての公園	—
都市林		動植物の生息地又は生育地である樹林地等を保護するための公園	—
広場公園		市街地の中心部における休息又は鑑賞の用に供する公園	—
都市緑地		都市の自然的環境の保全及び改善、都市の景観の向上を図るための緑地	—
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図るために、近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地	—
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域の見地から国が設置する都市計画施設である公園又は緑地及び国家的な記念事業として又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て国が設置する都市計画施設である公園又は緑地	300ha

1 都市公園について



■ 都市公園の種類と配置

○都市公園の配置模式図(距離は標準的なもの) は以下の通りである。



1 都市公園について



■ 公園・緑地の効果と機能

存在効果



緑の適切な配置による
良好な街並みの形成



延焼の遅延や防止



都市景観に潤いと秩序を
与える



緑陰の提供、気温の緩和、
大気汚染の改善



災害時の避難場所



行楽・観光の拠点



省エネルギー化
(屋内外の気温の調節)



流出量の調整・洪水の予防

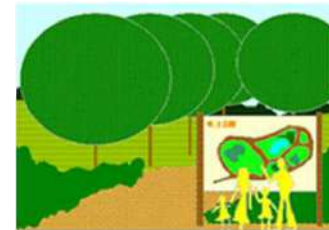


生物の生息環境

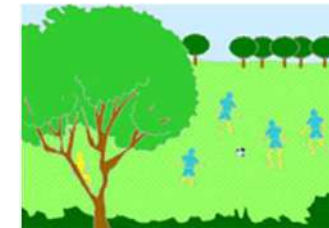
利用効果



休養・休息の場



教養、文化活動等様々な
余暇活動の場

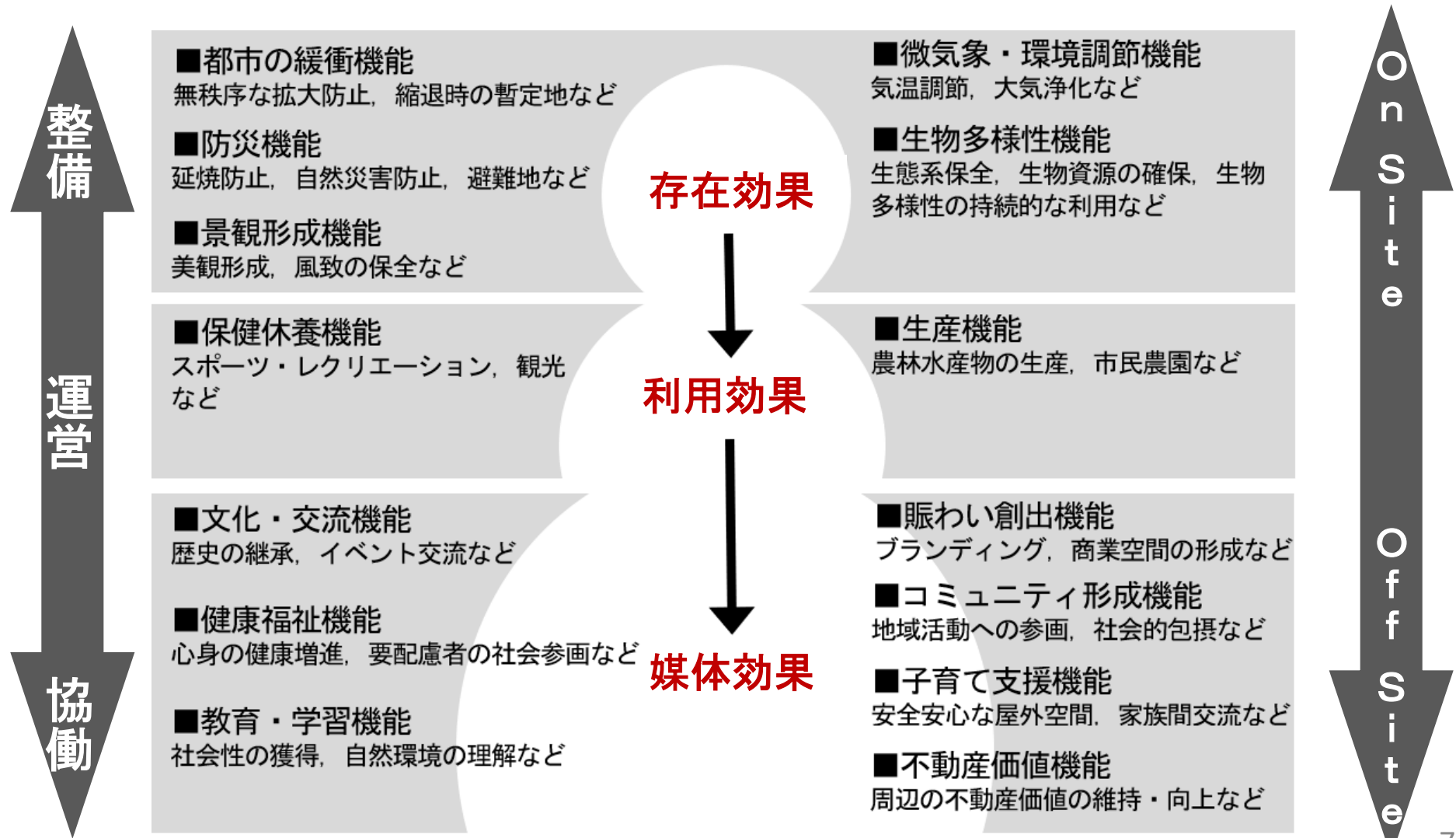


子供の健全な育成の場・
競技スポーツ健康運動の場

1 都市公園について



■公園・緑地の効果と機能



出典：『造園学概論』（2021）朝倉書店，P61の一部を著者追加

1 都市公園について



■ 民間活力導入のパターン

○ 民間活力導入のパターンとして、5つの手法と事例を紹介する。

① 指定管理者制度

手法	① 指定管理者制度	
<p>手法の概要</p>	<p>地方公共団体が指定する者(指定管理者)に公共施設の管理を行わせる制度。 指定管理者は、公園全体の包括的な管理を行い、公共施設の利用料金は自らの収入として収受できる。</p> <div data-bbox="846 671 1182 1107" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[公共団体] -- 業務履行 --> B[指定管理者] B -. 指定管理料 .-> A C[利用者] -- 利用料 --> B B -. サービス提供 .-> C </pre> </div> <p>図 スキーム図</p>	<div data-bbox="1480 501 1973 874" data-label="Image"> </div> <p>図 指定管理者制度事例（西猪名公園）</p> <p>※兵庫県立都市公園は、一部施設を除き全て指定管理者制度を導入</p>
<p>事例</p>	<p>都市公園名 西猪名公園</p>	<p>所在 兵庫県川西市</p>
<p>指定管理期間</p>	<p>2020年4月1日～2026年3月31日（5年間）</p>	
<p>特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的に管理運営内容を同一事業者で実施することが可能。 ・兵庫県が指定管理者に指定管理料を支払い、指定管理者が公園全体を管理している。 ・収益事業としてスポーツ教室などを実施し、収益事業で得た収入は指定管理者の収入となる。 	

1 都市公園について



②設置管理許可制度

手法	②設置管理許可制度		
<p>手法の概要</p>	<p>都市公園法第5条に基づき、公共から設置管理許可を受けることにより、公園管理者以外の民間事業者等が公園施設の設置及び管理を実施することができる制度。民間事業者は、公共に対して許可の区分に応じた使用料を支払うことになるが利用者からの事業収入を得ることが可能。</p> <div data-bbox="824 624 1249 1098" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[公共団体] -- "設置管理許可" -.-> B[民間事業者] B -- "許可の申請 使用料の支払い" --> A B -- "サービス提供" -.-> C[利用者] C -- "利用料" --> B </pre> </div> <p>図 スキーム図</p>		<div data-bbox="1464 389 2011 738" data-label="Image"> </div> <p>図 設置管理許可事例 (富岩運河環水公園)</p> <p>出典：国土交通省 「都市公園における官民連携の推進」</p>
<p>事例</p>	<p>都市公園名 富岩運河環水公園</p>	<p>所在</p>	<p>富山県富山市</p>
<p>特徴</p>	<p>【業種】カフェ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置許可制度を活用して、スターバックスコーヒーが出店しており、世界一美しいスターバックスコーヒー店舗として有名となり、公園利用者の利便性向上に貢献している。 ・公共負担が生じることなく、民間事業者からの使用料取得が可能となる。 		

1 都市公園について



③公募設置管理制度 (Park-PFI)

手法	③公募設置管理制度 (Park-PFI)		
<p>手法の概要</p>	<p>公園利用者の利便性の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用して一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。</p> <div data-bbox="539 571 1435 997" style="text-align: center;"> <pre> graph TD PE[公共団体] -- "公募設置等計画の提出" --> MS[民間事業者] MS -- "基本協定等" --> PE PE -- "特定公園施設の整備費支払 ※公園管理者が負担する場合" --> MS MS -- "特定公園施設整備後、引き渡し" --> PE MS -- "サービス提供" --> U[利用者] U -- "利用料" --> MS </pre> <p>図 スキーム図</p> </div>		
<p>事例</p>	<p>都市公園名 中央公園</p>	<p>所在</p>	<p>広島県福山市</p>
	<p>事業期間 2020年4月～2040年4月 (20年間) ※設計・建設期間を含む</p>	<p>特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間収益施設は建ぺい率の特例 (10%を参酌) が可能。 民間事業者によって、ガーデンレストランや休憩スペースとなるあずまや等が整備された。 ガーデンレストランにはテラスが設置されており、公園の緑を楽しみながら開放された空間で食事を楽しむことができる等賑わいに貢献している。 	



図 Park-PFI事例 (中央公園)

1 都市公園について



- 公募設置管理制度（Park-PFI）は、都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される



出典：国土交通省「都市公園における官民連携の推進」

1 都市公園について



④PFI手法

手法	④PFI手法		
<p>手法の概要</p>	<p>PFI法に基づき、民間事業者の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業を実施するための手法。</p> <pre> graph TD Public[公共団体] -- "PFI事業契約" --> SPV[SPC 特別目的会社] SPV -- "サービス購入費" --> Public Finance[金融機関等] -- "融資" --> SPV SPV -- "請負契約" --> Const[建設会社] SPV -- "委託契約" --> Op[運営・維持管理会社] User[利用者] -- "利用料" --> SPV SPV -- "サービス提供" --> User </pre> <p>図 スキーム図</p>		<p>図 PFI事例（尼崎の森中央緑地） 出典：尼崎スポーツの森HP</p>
事例	都市公園名	尼崎の森中央緑地	所在 兵庫県尼崎市
	事業期間	2003年12月～2023年3月（約20年間） ※設計・建設期間を含む	
	事業内容	プール施設及び健康増進施設の設計、建設、維持管理、運営業務	
	施設	プール施設、健康増進施設	
	特徴	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営を見据えた設計を行うことにより収益性に配慮した計画が可能。 設計・建設から管理運営まで各業務を個別に発注する場合と比較して効率化が図られ、費用の最小化を視野に入れた整備が可能。 サービスの対価として毎年一定額を支払うことになることから、兵庫県の財政支出の平準化が可能。 	

1 都市公園について



⑤PMO

手法	⑤PMO		
<p>手法の概要</p>	<p>公園や公園施設の管理に必要な経費は、公共団体の負担ではなく、施設の利用料金収入や事業収入等で民間事業者が賄う事業手法。</p> <div data-bbox="757 555 1142 989" style="text-align: center;"> <pre> graph TD PE[公共団体] -- 納付金 --> BO[民間事業者 (兼指定管理者)] U[利用者] -- 料金等の支払い --> BO BO -.- サービス提供 -.-> U </pre> <p>図 スキーム図</p> </div> <div data-bbox="1341 429 1989 798" style="text-align: right;"> <p>図 PMO事例（大阪城公園）</p> </div>		
事例	都市公園名	大阪城公園	所在 大阪府大阪市
	指定期間	2015年4月～2035年3月（20年間）	
	特徴	<ul style="list-style-type: none"> PMO事業者は公園の指定管理者としてだけでなく、大阪城公園の観光拠点化に向けて、新たな魅力ある施設の整備や未利用施設の活用を実施する。 その際、指定管理料は発生せず、民間事業者は収益の一部を行政に納付金として支払うスキームとなっている。 	

2 「県立都市公園のあり方検討会」の設置



■ 現状

(1) 「自然環境保全のあり方」

- ・明石公園では文化財の保全、公園利用者の安全確保や歴史的景観の維持向上を目的に城跡の石垣周辺で樹木伐採を行ったが、自然環境保全の観点から伐採反対の意見が数多く寄せられた。

※現在は明石公園内の全ての樹木伐採を中止している。

➡ 公園利用者等との合意形成や情報発信が不十分。

(2) 「活性化のあり方」

- ・令和3年度に、「新たなパークマネジメント手法（民間活力導入）」（長期指定管理、Park-PFI等）の導入に向けた事業可能性調査を実施した。
- ・「新たなパークマネジメント手法（民間活力導入）」の導入により、「公園が民営化（公園全体の有料化）される※¹」、「公園内にマンションが建設される※²」等の誤解がSNSを中心に広がった。

※1 県の方針として、公園全体を有料化することはない。

※2 公園内のマンション建設は都市公園法上不可能。

➡ 「新たなパークマネジメント手法（民間活力導入）」導入の目的と、制度に関する説明・周知が不十分。

2 「県立都市公園のあり方検討会」の設置



■「県立都市公園のあり方検討会」の設置目的

○県立都市公園の「**自然環境保全**」や「**民間を活用した活性化**」の考え方について検討する。

○県立都市公園の整備・管理運営において適切な合意形成や情報発信等を進めるうえでの必要な提言を取りまとめる。

➡ 検討会からの提案を踏まえて、県は、今後の対応を検討し、県立都市公園の整備・管理運営を実施していく。

2 「県立都市公園のあり方検討会」の設置



■ 全体会と部会の位置付け

- 検討会では、全県的な視点で検討を行う全体会のもとに、公園毎に部会を設置
- 全体会において「部会で検討すべき論点」を整理
- 部会では、検討項目に対して地元住民や自治体、有識者など幅広い関係者の意見を聴取
- 部会での検討結果を踏まえ、全体会にて全県的な視点から検討し、提言を取りまとめ

【県立都市公園のあり方検討会】

県立都市公園のあり方検討会 (全体会)

部会 明石公園

※明石市PT
と連携

部会 播磨中央公園

部会 赤穂海浜公園

- 部会で検討すべき論点の整理
- 部会意見を調整し、全県的な視点からの検討及び基本方針の提言

- 利用者へのヒアリング等を通じた課題抽出、幅広い意見の聴取
- 公園ごとの特性を踏まえた整備・管理運営ルールの検討

2 「県立都市公園のあり方検討会」の設置



■ 主な検討項目

○「自然環境保全のあり方」と「活性化のあり方」について、主な検討項目（部会で検討すべき論点（案））は以下の通りである。

—— 自然環境保全のあり方 ——

- ① 自然環境の保全と公園利用者の安全とのバランスの考え方
 - ・公園内の樹木管理のスタンスを明確にするためのゾーニング図の作成
 - ・ゾーニングに応じた樹木管理※ 方法
 - ・樹木伐採に代わる安全確保の方法 等

※「樹木管理」・・・伐採、剪定、植樹による育成
※「保全」・・・人間がある程度手を入れながら管理していく（≠保護）
- ② 実際に樹木管理を行う際の合意形成のルール設定
 - ・計画策定前段階での合意形成の実施方法
 - 現地説明会・パブコメ・アンケート 等
- ③ 公園管理に関する情報発信のルール設定
 - ・工事着手前段階での情報発信の実施方法
 - 現地説明会・看板設置・HP周知 等

—— 活性化のあり方 ——

- ① 今後の公園の管理運営の進め方
 - ・利用者からの提案聴取、反映手法
 - 管理運営協議会の設置・活用
 - 管理水準、利用料金に関する意見聴取
 - ボランティアのさらなる参画 等
- ② Park-PFIなど「新たなパークマネジメント手法(民間活力)」の導入の進め方
 - ・サウンディング結果や公募要領（案）に対する県民の意見聴取の実施方法
 - パブコメ・説明会 等
- ③ 老朽施設の活用のあり方
 - ・老朽化した施設の利活用の方針
 - 長寿命化改修、設備更新、廃止 等

2 「県立都市公園のあり方検討会」の設置

■スケジュール

- 全体会は年4回を予定し、3月に最終報告を予定。
- 部会は、明石公園部会を先行。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県										パフコメ
全体会	第1回 6/30	第2回 7/21			第3回 10/26					第4回
			検討すべき論点 【自然環境保全】			検討すべき論点 【活性化】				
部会	明石公園	第1回 7/15	第2回 8/9	第3回 8/17	第4回 9/13	第5回 9/15	第6回 10/6	第7回	第8回
			ヒアリング		現地視察					
							第1回 12/15	第2回 1/12	第3回	第4回
								ヒアリング		
						第1回 11/21	第2回 12/23	第3回 1/19	第4回	
								ヒアリング		

※議論の状況に応じてスケジュールは随時見直しを行う。

2 「県立都市公園のあり方検討会」の設置



■ 全体会での各回の検討事項

第1回 6月30日

- 開催趣旨、これまでの取組み状況と課題の確認
- 「部会で検討すべき論点【自然環境保全】（素案）」
※事務局から提示する素案を元に議論

第2回 8月9日

- 意見を踏まえた「部会で検討すべき論点【自然環境保全】（案）」
※第1回の議論を踏まえ決定
- 「部会で検討すべき論点【活性化】（素案）」
※事務局から提示する素案を元に議論

第3回 10月26日

- 意見を踏まえた「部会で検討すべき論点【活性化】（案）」
※第2回の議論を踏まえ決定

第4回 3月予定

- 「公園の管理運営に関する提言＜最終報告＞（案）」
※事務局から提示する最終報告（案）を元に議論し、決定

2 「県立都市公園のあり方検討会」の設置



■ 播磨中央公園部会での各回の検討事項

第1回
12月15日

- 開催趣旨、これまでの取組み状況と課題の確認
- 「【自然環境保全】の考え方（部会で検討すべき論点）」
- 「【活性化】の考え方（部会で検討すべき論点）」

第2回
1月予定

- 「【自然環境保全】の考え方（素案）」
 - 「【活性化】の考え方（素案）」
- ※事務局から提示する素案を元に議論

第3回
2月予定

- ヒアリング（専門家・県民など）

第4回
2月予定

- 「播磨中央公園の管理運営ルール＜最終報告＞（案）」
- ※第3回までの議論を踏まえて作成した最終報告（案）を元に議論し、決定

3 播磨中央公園について



■ 播磨中央公園の概要

- 樹林に囲まれた丘や大小の池が散在する自然豊かな公園
- ばら園をはじめとする庭園を楽しむ四季の庭、野球場等の運動施設、各種遊具が揃う子どもの森等諸施設が整い、文化、スポーツ、レクリエーションにと多くの人々に親しまれている。
- 令和2年度から老朽化が進む公園施設のリノベーションに取り組んでおり、地元のサイクルツーリズムとも連携したサイクルスポーツの拠点としての整備を進めている。

項目	内容
開設面積	181.7ha
開園年月日	昭和53年（1978）年8月5日
年間来園者数	約43万人(令和3年度)
主な施設	<ul style="list-style-type: none">・ふじいでんこうさいくるらんど・サイクリングコース・子どもの森(小学生以下対象の各種遊具)・運動施設(野球場、球技場、アーチェリー場)・四季の庭(ばら園、ファンタジーロード等)・芝生広場



3 播磨中央公園について



■ 播磨中央公園の管理運営に係る主な計画

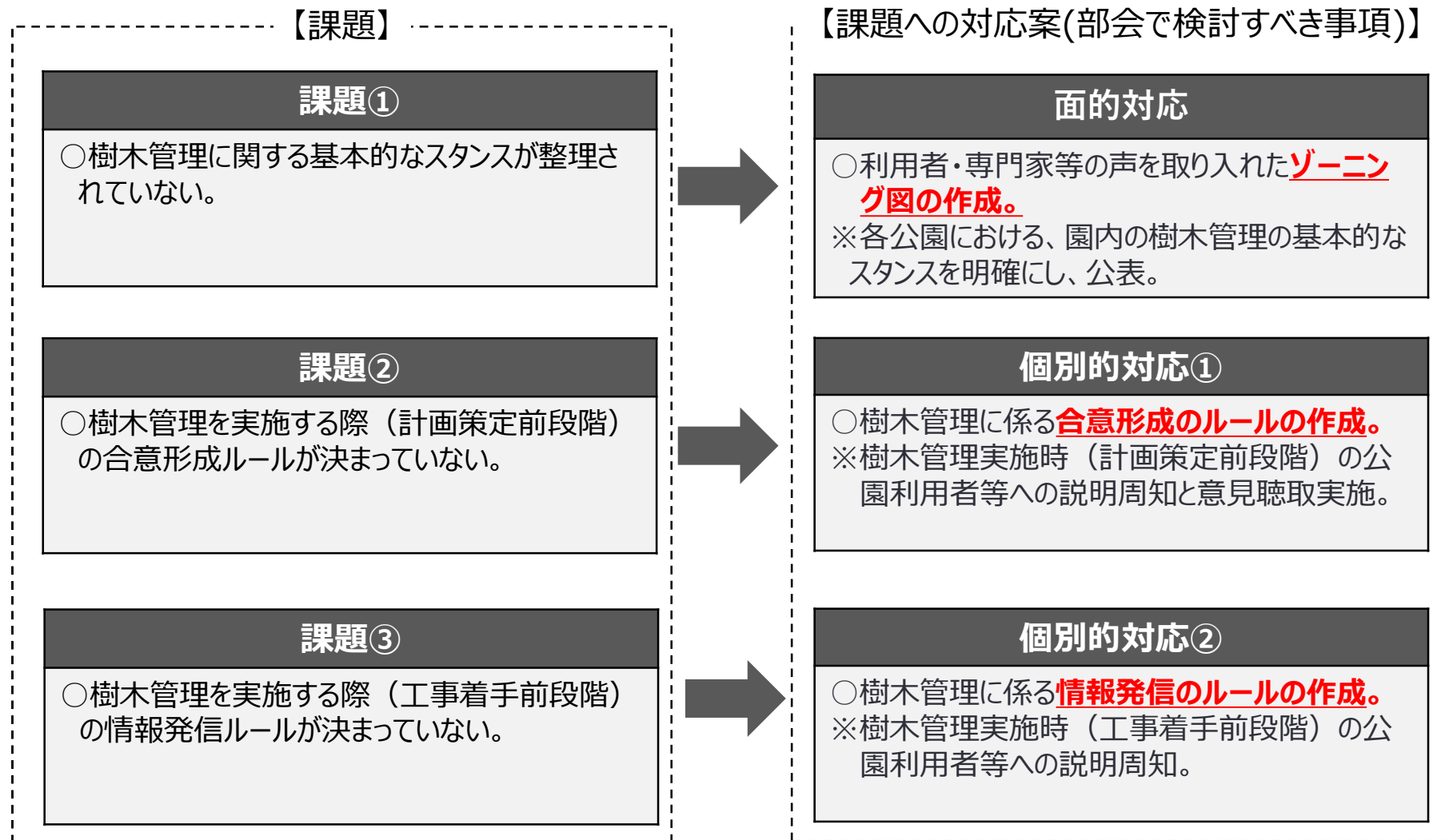
時系	計画名		概要
H28.6	兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画	概要	10年間にわたり県立都市公園が担うべき役割と方向性を明らかにし、整備・管理運営に関する基本方針、推進施策を定めた計画
		主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○マラソンやサイクルロードレース等の大会の開催 ○幼児コーナー、健康遊具、休憩スポット等の整備 ○園内発生材の有効利用
R3.3	兵庫県立都市公園リノベーション計画	概要	公園において利用状況や施設老朽の状況、さらに社会情勢の変化を踏まえリノベーションを図ることを目的としたアクションプラン
		主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化が進み利用頻度が低下した野外ステージの撤去 ○野外ステージ跡地を活用したローラースポーツパーク(仮称)(スケートボードやBMX、MTB等の総合施設)の整備 ○ロードレース等に対応したサイクリングコースの整備 ○ばら園や桜の園、遊具など既存ストックの魅力向上 ○Park-PFI制度等の活用による民間投資の導入検討



4 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】

■ 自然環境保全のあり方について

○ 3つの課題に応じて、面的対応及び個別的対応を実施。





4 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】

①ゾーニング図の作成（自然環境の保全と公園利用者の安全とのバランスの考え方）

- ・園内を「ゾーニングⅠ」と「ゾーニングⅡ」によりゾーン分けを行い、これらを重ね合わせた**ゾーニング図を作成し、ゾーン毎に自然環境保全の目標と、それを踏まえた樹木管理の手法を設定**する。
- ・各ゾーンの区分や内容については、各公園の特性に応じて決定する。また、ゾーニングⅠとゾーニングⅡの重複や、ゾーニングⅠにおける各ゾーンの境界など、明確に区分できない部分がある場合は、継続的に協議する。
- ・将来において、ゾーニング変更を行う場合は、協議の場を設け合意形成を図る。

<ゾーニングⅠ> 地面にある対象物で分類したゾーン

区分	対象物	自然環境保全の目標	樹木管理の手法
A 施設ゾーン	・文化財、舗装園路等を含む人工構造物	・施設の機能維持を優先する ※希少種等は移植等を検討	・ 施設運営に支障となる樹木は適切に管理 する。
B みどりゾーン ※	①利用ゾーン	・芝生広場、未舗装園路、ベンチ周辺等	・みどりにふれあえるレクリエーションのスペースを確保する
	②保全ゾーン	・森、林等	・公園利活用状況により、必要に応じて人が手を入れながら自然環境を保全する
	③保護ゾーン	・希少種等がいる森、林等	・現状の自然環境を維持し、希少な動植物を保護する
C 低未利用ゾーン	・未利用地、空き地 等	—	・ 最低限の樹木管理 を行う。

※②③内にある未舗装園路については、その機能維持のために必要な樹木管理は行う。

<ゾーニングⅡ> 眺望を考慮するゾーン

区分	対象物	樹木管理の手法
D 眺望ゾーン	・視点場からの見所 【例】明石→櫓、石垣、播磨→ファンタジーロード、赤穂→瀬戸内海 ※シークエンス（動的・連続的な視点）についても考慮する。	・ 視点場からの眺望を考慮 し、眺望景観の支障となる樹木は適切に管理する。



4 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】

②各ゾーニングのイメージ【考え方の例】

※考え方の例を示したものであり、各公園の特性に応じて議論していく。

<ゾーニングⅠ> 地面にある対象物で分類したゾーン

区分	対象物	イメージ			
A 施設ゾーン 	・文化財、 舗装園路等 を含む人工 構造物				
B みどりゾーン	①利用ゾーン 	・芝生広場、 未舗装園路、 ベンチ周辺 等			
	②保全ゾーン 	・森、林等			
	③保護ゾーン 	・希少種等 がいる森、 林 等			



4 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】

②各ゾーニングのイメージ【考え方の例】

※考え方の例を示したものであり、各公園の特性に応じて議論していく。

<ゾーニングⅠ> 地面にある対象物で分類したゾーン

区分	対象物	イメージ	
C 低未利用ゾーン 	未利用地、 空き地 等		

<ゾーニングⅡ> 眺望を考慮するゾーン

区分	対象物	イメージ	
D 眺望ゾーン 	・視点場からの見所 【例】 明石：櫓、石垣 播磨：ファンタジーロード 赤穂：瀬戸内海		 



4 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】

③ゾーニング図のイメージ

<ゾーニングⅠ>

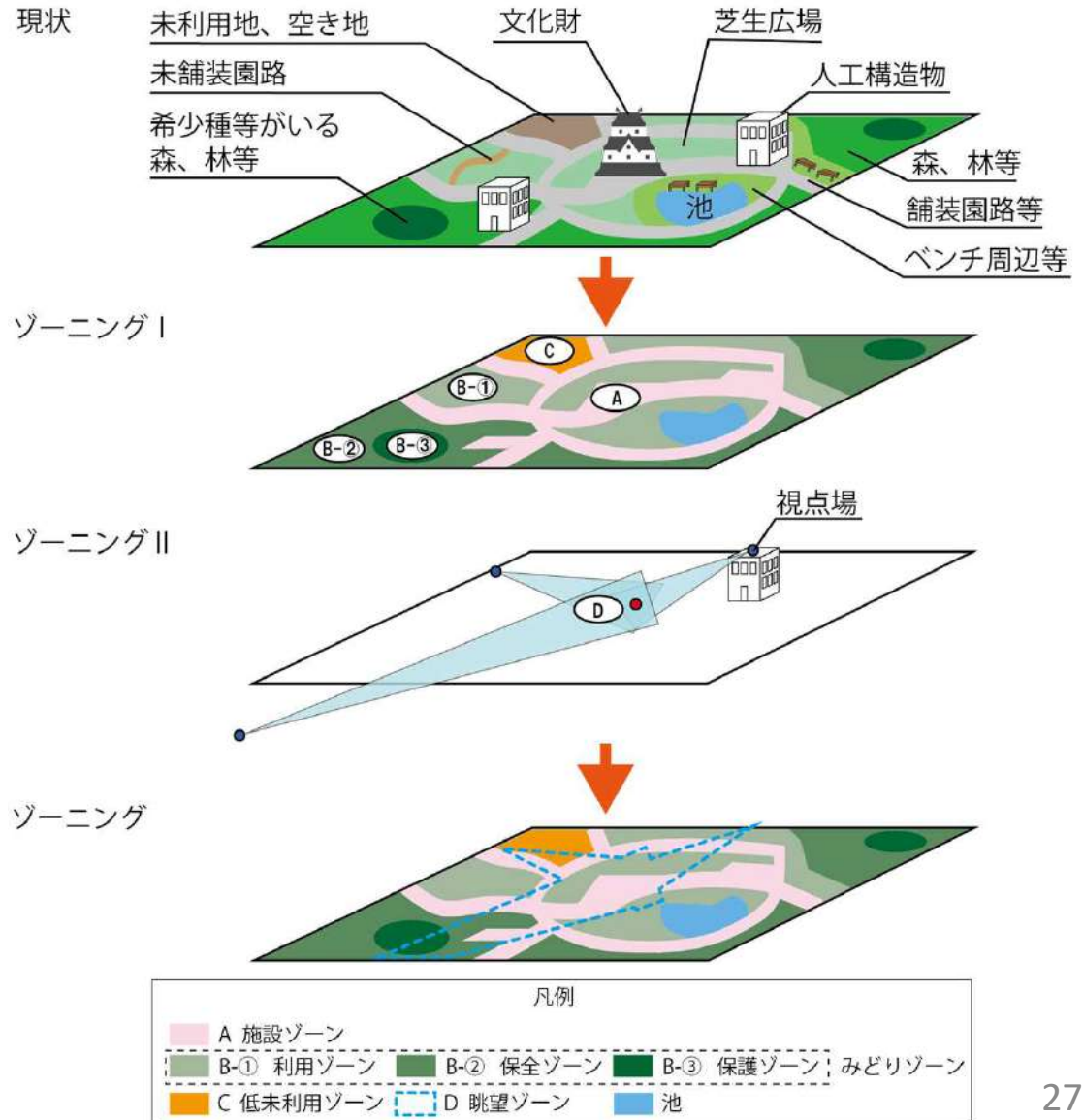
地面にある対象物で分類したゾーン

区分	対象物
A 施設ゾーン	・文化財、舗装園路等を含む人工構造物
B みどりゾーン	①利用ゾーン ・芝生広場、未舗装園路、ベンチ周辺等
	②保全ゾーン ・森、林等
	③保護ゾーン ・希少種等がいる森、林等
C 低未利用ゾーン	・未利用地、空き地 等

<ゾーニングⅡ> 眺望を考慮するゾーン

区分	対象物
D 眺望ゾーン	・視点場からの見所 【例】 明石：櫓、石垣 播磨：ファンタジーロード 赤穂：瀬戸内海

<ゾーニング図のイメージ>





4 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】

○実際に樹木管理を行う際の合意形成の場及びルール設定

- ・管理運営協議会等の、協議の場を設けたうえで、合意形成を進めていく。
- ・樹木管理が想定される状況により、「日常の維持管理」「特別な維持管理」「緊急かつ危険な場合」の3つに区分。それぞれの区分に応じたルールを設定する。
- ・「特別な維持管理」では、「日常の維持管理」で実施するルールに加え、現地説明会やパブリックコメントを実施するなど、よりきめ細やかな合意形成を行う。

日常の維持管理

施設等の維持管理のほか、自然環境保全のための樹木伐採

特別な維持管理

主要動線からの景観確保や用途変更に伴う樹木伐採等

緊急かつ危険な場合

台風やナラ枯れによる倒木発生時の樹木伐採

<合意形成のルール設定例>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
管理運営協議会等への報告	事前報告 (指定管理者)	事前報告 (県)	事後報告 (指定管理者)
HP等を通じた意見聴取実施	○ (指定管理者)	○ (県)	—
現地説明会やパブコメ実施	—	○ (県)	—

※事前報告の例：年度末の管理運営協議会において次年度以降の樹木伐採予定を説明



4 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】

○公園管理に関する情報発信のルール設定

- ・工事着手前段階において実施する情報発信のルール（県民や公園利用者に向けた現地説明会や看板設置、紙媒体やHP等による周知等）を設定する。

<情報発信のルール設定例>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
HPによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
SNSによる情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
紙媒体による情報発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
看板の設置	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
現地説明会の開催	—	○ (2ヶ月前)	—



4 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】

○公園管理に県民が参画するための取組みの実施

- ・各公園の実情に応じて公園管理に公園利用者が企画・行動する仕組みを検討する。

＜利用者参画の例＞

- ・伐採作業や伐採木を活用した工作などのワークショップの実施。
- ・樹木管理のボランティア活動（参加者の募集や活動情報の発信を含む）



5 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】

■ 活性化のあり方について

- 3つの課題に応じて、個別対応を実施。
- 各公園が持ち合わせる特性（環境、歴史、文化等）を最大限価値化しつつ、新たな価値を共有することも視野に入れながら活性化に取り組む。

【課題】

課題①

- 公園利用者等※が公園運営に新規参入する場合のハードルが高い
- ボランティアの活動状況や募集などの情報発信が不十分

課題②

- 「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」の導入目的と制度に関する説明・周知が不十分

課題③

- 老朽化等で施設を廃止、又は全面更新する場合や、施設を新設する場合において利用者からの意見聴取や反映手法が不明確

【課題への対応案(部会で検討すべき事項)】

個別対応①

- 公園の**管理運営の利用者参画機会を拡充**
 - ・ 管理運営協議会等の設置、拡充
- 公園ボランティアのさらなる参画、活動の見える化など活性化にむけた仕組みの設定

個別対応②

- 「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」の導入に関する県民への**情報発信や意見聴取のルール作成**
 - ・ 制度に関するわかりやすい説明や事業者公募の内容に関する意見聴取の実施

個別対応③

- 施設の新設や改廃等の**合意形成のルール作成**
 - ・ 施設の改修や新設、廃止など利活用の方針に応じた情報発信や意見聴取の実施

※「公園利用者等」…公園利用者、NPO、行政、Park-PFI事業者等を含む幅広い関係者。



5 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】

① 今後の公園の管理運営の進め方

- ・公園の管理運営について利用者参画機会の拡充を図るため、管理運営協議会等の設置、拡充を行う。
- ・公園利用者等からの提案聴取やボランティアのさらなる参画を促す仕組みを設定する。

※「管理運営協議会等」

従来の管理運営協議会のほか、定常的に活動するサークル、団体、実験的なプロジェクトなど公園の利活用について議論する場もあり得ることを想定。

【目指すべき姿】

- 「要望の場」ではなく「連携のアイデアを提案し、活動につなげる場」。
- 既存の活動のアウトプットだけでなく、新しい視点を取り入れるインプットの場。
- 各人の持つそれぞれの公園の価値（固有の価値だけでなく、新しい価値、失われていく価値）を認識し、共有したうえで、公園の管理運営を考える場。

< 今後の管理運営協議会等の取組み（例） >

	未設置の場合（明石）	設置済の場合（赤穂、播磨中央）
例	<ul style="list-style-type: none"> ○公園利用者等（公園利用者、NPO、行政、Park-PFI事業者等を含む幅広い関係者）が参画する管理運営協議会等の立上げ ○誰もが自由に提案して議論に参加できる仕組みの創設（例：会議の基本ルールの設定、子育て世代が参加しやすい日時やオンラインでの開催、コーディネーターの確保等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○より幅広い参画を実現するためのメンバー構成の検討 ○同左

< 公園利用者等のさらなる参画を促す仕組み（例） >

- 公園ボランティア活動の見える化への取組み
（SNS等を使った積極的な情報配信や、活動の記録手段としてのHPの活用など）
- 公園利用者等からの提案型企画や教育学習活動を促す取組み
（公園内で可能なイベント等の説明や相談窓口の明示）



5 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】

②「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」※の導入の進め方

<基本方針>

- ・県の責任と負担による県立都市公園の整備や維持管理を基本とし、公園のさらなる魅力向上を図るための手段として、各公園の持つ特性を活かした整備や維持管理を、民間事業者の優れたノウハウや投資を呼び込んで実現する。
- ・新たな施設整備は、自然環境保全のあり方で検討する自然保護エリア（例：B-3保護ゾーン）を除くエリアでの実施を条件とする。

<事業者公募までの具体的な進め方（例）>

- ・導入に向けた各段階において県民への情報発信や意見聴取のルールを設定する。

区分	具体的手法
広く情報発信	○記者発表に加え、公園利用者等向けのポスター掲示、チラシ配布及びHPへの掲載等を実施
協議会等へ説明	○管理運営協議会等に調査の趣旨や公募方針等を丁寧に説明し、意見を伺う
意見聴取	○公園利用者等からの意見聴取

<フロー>

	事業可能性調査	調査結果公表	公募方針検討	公募開始	事業者決定
広く情報発信	●	●		●	●
協議会等へ説明	●	●	●	●	●
意見聴取			●		

※「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」・・・長期指定管理、Park-PFI等の、民間の優れたノウハウと資金を呼び込む新たな公園管理の手法



5 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】

③老朽施設の活用のあり方

- ・施設の新設や改廃等の合意形成のルールを設定する。
- ・管理運営協議会等や公園利用者等に対し、事前に、丁寧な情報発信を行う。
- ・公園利用者等からの意見については、可能な限り、施設の利活用の方針に反映する。

<施設の利活用に関する合意形成ルールの設定（例）>

区分	施設※の更新	新設、廃止、 施設※用途の変更
管理運営協議会等への報告	○	○
SNS、HP等を通じた情報発信	○	○
公園利用者等への意見聴取 (利用者アンケート、関係団体へのヒアリング、HP等を通じた意見聴取など)	—	○

※上下水道、電気通信などのインフラを除く



5 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】

④その他全体会からの意見（今後の検討課題）

<情報共有マネジメントのあり方>

・情報のマネジメントは公園管理の重要な要素であり、**意見収集**と**情報伝達**の両方が大事。

○意見収集

・利用者の多様な声をどうやって拾い上げていくか。公園管理に活かすために、平常時から集めておくことが重要。

・障害のある方等、声を投げ入れにくい利用者の声を拾うためには、かなり意識的に行う必要がある。

○情報伝達

・プッシュ型とプル型、デジタル型とアナログ型を区別し、考え方を整理した上で、各公園で対策を実施する。

（対応の例）

	プッシュ型（能動的）	プル型（受動的）
アナログ型	現地看板、チラシ、広報誌	窓口
デジタル型	LINE、Instagram	HPへのアクセス

<協議の場での基本ルール(グラドルール)の設定>

・「自由に入れる場」は、議題は無限にある一方、時間は限られているため、場のマネジメントが重要。
→マネジメントのため、グラドルール（議論のベースとなる憲法のようなもの）が必要。

（例：みんなで建設的に話し合う、誰かを悪者にするということはない 等）

・全公園で共通のものをつくるのか、各公園の特性に合わせてつくるのかは議論が必要。

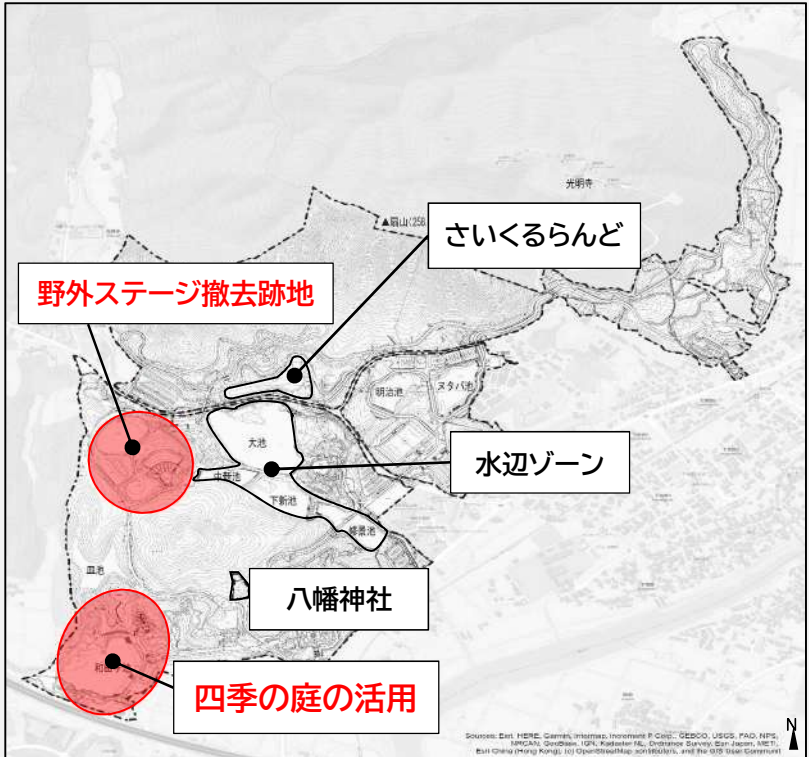


6 事業可能性調査（サウンディング調査）実施結果

■ 事業可能性調査（サウンディング調査）について

○「新たなパークマネジメント手法(民間活力導入)」の導入検討に先立ち、民間事業者から広く意見、提案を求め、対話を通して市場性や事業フレームのアイデアを得るための調査を実施。

■ 事業可能性調査(サウンディング調査)概要

調査期間	令和4年1月～令和4年2月
民間事業者への提案依頼内容	<ul style="list-style-type: none">○法律等の範囲内で新たな施設の整備や既存公園施設の活用、リニューアル等公園の魅力向上に資する提案を募集○特に提案を求めたい事項として以下の項目を特記<ul style="list-style-type: none">・ 野外ステージ撤去跡地のローラースポーツパーク(仮称)としての活用・ レストランやグランピング等施設の整備(四季の庭の活用等)○自由提案も可能  <p>※特に提案を求めたい事項で指定した区域を着色</p>



6 事業可能性調査（サウンディング調査）実施結果

■ 事業可能性調査（サウンディング調査）結果概要

○ 播磨中央公園では8団体が事業提案に参加

■ 播磨中央公園の評価

○ 大阪等の大都市圏から1時間程度でアクセスが良い

○ 民設民営によるローラースポーツパーク(仮称)整備は困難

播磨中央公園 収益施設提案事例

- ・ カフェやバーベキュー場(水辺ゾーン 等)
- ・ ジップライン・カヌーやカヤック(四季の庭 等)
- ・ グランピングやオートキャンプ場(四季の庭 等)



事業 手法

① 事業手法について

- ・ Park-PFI型施設整備 + 公園全体の長期指定管理の希望が多い。

② 事業期間について

- ・ 投資の償却を可能とするため「20年」の希望が多い。

意見

- ・ 20年であれば、地域に根ざした運営を通じて公園の魅力の引き上げ可能。
- ・ 事業期間を長期とする場合、物価や人件費の予測が困難であることから、指定管理料の途中見直しが必要。